

「これからの北海道の 土砂害減災と地域づくりの 羅針盤となる砂防計画(論)について 議論を促進するために」 を実現していくために

令和7年9月29日

- ▶ 1 これまでの流れ 宮島より簡単に
- ▶ 2 読んでいただいた皆さんの感想や意見
これからの研究、技術開発、事業の在り方、学会の役割 etc.
- ▶ 3 砂防計画論で思うこと
- ▶ 4 フリー討議
- ▶ 5 今日の主な議論 (まとめではありません)

WGの開催から支部HPで公表

◆令和4年10月12日 第1回 北海道砂防計画論の更新に向けた検討準備WG

北海道砂防計画論（昭和63年6月発刊）から30年余り経過

【発刊によせられた背景】

- ◆ 昭和25年に忠別川で清流堰堤の建設を始めてから北海道の砂防は30年余り。
- ◆ 北海道の地理的、気象的な特性を踏まえ、社会的変化に応える北海道の先行的な国土保全への取組を整理する必要がある。

北海道大学 山田先生 笠井先生

北海道開発局 建設部河川計画課 三道専門官

北海道 建設部土木局 河川砂防課 松田補佐

国土防災技術北海道株式会社 塩野さん

明治コンサルタント株式会社 北海道技術部 井上さん

西江建設株式会社 宮島

◆令和5年2月2日 第2回

更新から「北海道砂防計画論の現代的課題の抽出と今後の活用」と改める

◆令和5年7月13日 第3回

行政機関へ提言としてまとめる。砂防学会北海道支部会員を中心にアンケートの実施

◆令和5年10月 支部HPでアンケート実施

◆令和7年3月31日 砂防学会北海道支部HPで

「これからの北海道の土砂害減災と地域づくりの羅針盤となる砂防計画について議論を促進するために」公表

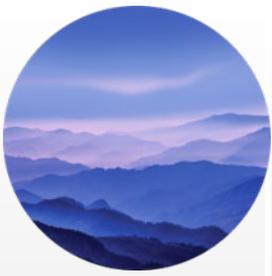


砂防法

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ**指定シタル土地ニ於テ**治水上砂防ノ為**施設スルモノヲ**謂ヒ砂防工事ト称スルハ**砂防設備ノ為ニ**施行スル作業ヲ謂フ

第二条 砂防設備ヲ要スル土地**又ハ**此ノ法律ニ依リ**治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地**ハ国土交通大臣之ヲ指定ス





地すべり等防止法

第一条 この法律は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

（地すべり防止区域の指定）

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、**地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）**及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを**地すべり防止区域として指定**することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。



急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

第一条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に**危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定**することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。